

# 都用地活用による医療インフラ整備に関する 利用事業者審査基準

平成 25 年 9 月 11 日付 25 福保医政第 718 号

今回の公募は、都用地活用による政策的医療等の整備事業実施要綱（平成 25 年 7 月 12 日付 24 福保医政第 2092 号。）第 7 条第 2 項に規定する利用事業者の審査基準は以下のとおりとする。

## 1 政策的医療について

- (1) 東京都及び区中央部保健医療圏内における医療ニーズ及び医療課題への十分な理解があり、新病院を運営し、医療課題等を解決する熱意を有していること。
- (2) 都用地を活用し、医療課題等を解決できる事業計画及び事業運営が行われると認められること。
- (3) 地域医療機関として他の医療機関と連携及び地域の医療向上への取組に寄与していること。

## 2 事業運営体制について

- (1) 診療の質を確保するため、適切な診療体制を組織し、計画的な人材の確保／育成に取り組んでいること。
- (2) 信頼される医療機関として、患者の権利確保及びサービス向上に取り組んでいること。
- (3) 安全な医療機関として、事故防止及び安全管理に取り組んでいること。

## 3 経営について

事業運営と事業採算性とのバランスを図り、収支改善に取り組んでいること。

## 4 借受金額について

都が提示する借受価格を最低借受価格として、希望借受価格を提示すること。（都が提示する計算式に基づき、価格点を決定する。）

## 5 その他

病院運営に関する法律、指導基準等に基づき、適切な運営が行われていることが認められること。

**都有地活用による医療インフラ整備に関する利用事業者審査基準  
審査項目及び配点について**

<b>1 基本要件及び実績要件の審査</b>	
法人としての健全な経営及び事業実績を有していることを審査します。	[適格・失格]
<b>2 事業者提案の審査</b>	
事業者提案に対して、事業面及び経営面に関する計画の妥当性について審査します。	
(1) 政策的医療に関する評価	<b>40点</b>
ア 病院運営の基本姿勢	10点
イ 政策的医療への対応	20点
ウ 地域医療機関としての役割	10点
(2) 事業運営体制に関する評価	<b>20点</b>
ア 診療の質の確保	10点
イ 患者サービス向上、権利確保の取組	5点
ウ 医療事故防止、医療安全管理の取組	5点
(3) 経営についての評価	<b>20点</b>
事業運営と事業採算性とのバランス、収支改善への取組	20点
<b>3 借受金額の審査</b>	
以下の計算式に基づき、価格点を決定する 価格点 = 20点 ÷ (最高提案価格 ÷ 提案価格)	<b>20点</b>
<b>総計 (上記2 + 3)</b>	<b>100点</b>